



神企つ第 864 号-2

令和 3 年 6 月 28 日

主たる事務所の所在地：

神戸市垂水区名谷町 1494-2 エクセルハイツ B 棟 204 号

特定非営利活動法人とんぼの家

理事長 柳本 末廣 様

神戸市長 久 元 喜



### 市民への説明の要請について

貴法人は、ヘルパー事業にかかる居宅介護サービス費・介護給付費・移動支援費を不正に請求し、神戸市長から介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）及び障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）等に基づくヘルパー事業所の指定取消処分及び認定取消を受けました。[redacted]

つきましては、別紙の『神戸市における「NPO法の運用方針」について』により、下記のとおり自主的に市民への説明を実施されるとともに、説明内容を記載した書面を本市まで送付いただくようお願いいたします。

また、本要請文及び本市に送付いただいた書面は、市民間の情報共有及び所轄庁における手続きの透明性の確保の観点から、本市ホームページ上に掲載することを申し添えます。

### 記

#### 1 説明をお願いする内容

- ヘルパー事業にかかる居宅介護サービス費・介護給付費・移動支援費を不正に請求し、神戸市長から介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）及び障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）等に基づくヘルパー事業所の指定取消処分及び認定取消を受けたことについて、貴法人からの説明

#### 2 説明の方法

##### (1) 説明の実施方法

市民への説明は、特定非営利活動法人が自主的に実施されるべきものですので、実施方法は貴法人にお任せいたします（参考までに実施方法例を以下に記載します）が、本市にご送付い

ただ説明内容を記載した文書を、本市ホームページに掲載することで代替することも可能です。

<方法例>

- ・ 貴法人の事務所に、誰でも閲覧できる状態で説明文書を備え置く。
- ・ 貴法人が運営するホームページに説明文書を掲載する。
- ・ 適切な方法で説明会を開催する。(実施内容を予め周知しておくことが望ましいと考えられます。)

(2) 説明実施の期限

令和3年7月26日(月)

(3) 本市への書面の送付期限

令和3年8月2日(月)午後5時(必着)

〒650-8570

神戸市中央区加納町6丁目5-1(神戸市役所1号館12階)  
神戸市企画調整局つなぐラボ

TEL 078-322-6837

FAX 078-322-6115